

五戸町移住・交流 市町村施策一覧

市町村	大分類	中分類	事業名	対象者・条件	支援措置の内容	問い合わせ先 (課名・直通番号)
1 五戸町	就業支援	就農	青年就農給付金事業	新規就農者(45歳未満)	経営開始直後の青年就農者に対して給付金を給付。	五戸町役場農林課 TEL0178-62-7960
2 五戸町	生活支援	子育て・教育	保育料軽減	認可保育所入所児童の保護者	国が定める保育料基準額の半額程度軽減	福祉保健課 0178-62-2111(137)
3 五戸町	生活支援	子育て・教育	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいないおおむね10歳未満の児童	対象児童に対し、適切な遊びや生活の場を与え、その健全な育成を図る。開設時間は、平日は授業終了後から18時30分。土曜。学校休業日は8時～18時30分。直営8クラブ(登録児童数:約150人)	福祉保健課 0178-62-2111(137)
4 五戸町	生活支援	子育て・教育	地域子育て支援センター事業	子育て家庭	保育所への委託による、子育て家庭に関する育児不安等についての相談や指導、子育てサークルへの支援 一般型(開設日数・時間…週3日以上、1日5時間以上 職員数…2名)	福祉保健課 0178-62-2111(137)
5 五戸町	生活支援	医療	乳幼児等医療費給付事業	健康保険に加入している中学校卒業まで(所得制限あり)	就学前児童は通院・入院、小・中学生は入院の医療費を助成。	福祉保健課 0178-62-2111(134)
6 五戸町	生活支援	子育て・教育	遺児入学祝金等支給事業	死別等によるひとり親家庭又は父母のいない義務教育終了前の児童。	小・中学校に入学又は中学校卒業時に支給。 入学祝金 7,000円、卒業祝金 10,000円。	福祉保健課 0178-62-2111(139)
7 五戸町	生活支援	医療	ひとり親家庭等医療費給付事業	18歳に達した日以降における最初の3月31日までの児童を養育する父又は母とその児童。所得制限あり。	児童は全額助成、父又は母は医療機関・月毎に1,000円の自己負担。	福祉保健課 0178-62-2111(139)
8 五戸町	生活支援	医療	重度心身障がい者医療費給付事業	身体障害者(1・2級、3級(内部障害のみ))、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級。 ※所得制限あり	医療費の一部を助成することにより、その健康を保持し福祉の増進を図る。	福祉保健課 0178-62-2111(139)
9 五戸町	住宅支援	家を購入する	五戸町定住促進奨励金	上市川団地の分譲宅地を定住希望者が取得、新築、転入、対象住宅に引き続き5年間以上の定住が見込まれるとき。	1戸あたり5万円とし、五戸町共通商品券に換えて交付。	建設課 0178-62-2111(243)
10 五戸町	住宅支援	家を購入する	五戸町宅地分譲販売促進奨励金	上市川団地の分譲宅地において、町と譲受人との土地売買契約が成立した宅地へ住宅を建設した業者。	住宅建設1戸あたり、20万円を交付。	建設課 0178-62-2111(243)
11 五戸町	住宅支援	家を改修する	住宅リフォーム助成制度	住宅(持家)をリフォーム(耐震・バリアフリー・省エネ)したもの。施行業者は五戸町内に限る。	工事費の上限10%、最高20万円まで補助金を助成。	建設課 0178-62-2111(244)